

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年度 板橋区立高島第六小学校  
**いじめ防止対策基本方針**

板橋区立高島第六小学校  
いじめ防止委員会

**1 いじめに対する基本的な考え方**

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害であり、時には生命にもかかわる重大な問題である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものである。この共通認識の基、すべての児童がいじめを受けたり、いじめを行ったり、いじめを見過ごしたりしないよう、全教職員が一丸となり、家庭や地域、関係諸機関との連携を図りながら、国のいじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針、東京都や板橋区のいじめ防止推進に関する条例及びいじめ防止対策推進基本方針を踏まえ、全教育活動を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に全力を尽くす。

そのために、校長を委員長とするいじめ防止委員会を設置し、同委員会を中心として、全教職員により、全児童に対して、いじめ防止の取組を推進する。

**2 いじめの定義**

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、その児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きた場所は校舎内外を問わず、インターネットを通じ行われるものも含む。また、学校の管理下、管理外も問わない。

**3 いじめ未然防止の取組【規律、学力向上、自己有用感、かかわり】及び、**

いじめの早期発見の取組【見逃さない、見過ごさない】  
(※下線：早期発見に関する取組)

**(1) 授業の充実・改善～安心、自信を高め、前向きな態度、認め合う態度を育む**

- みんなが「分かる」「できる」「参加・活躍できる」授業づくり。
- 授業規律の確立。高六「学びのやくそく」「聞き方”あいうえお”」「話し方”かきくけご”」の徹底。
- 協力して学びながら、みんなで問題を解決する学習  
～「主体的・対話的で、深い学び」を目指した授業改善～
- みんなの発言や学びのよさを認める教師の姿勢。
- いじめに関する授業の実施（道徳科、特別活動も含む。年間 3 回以上実施）

【参考】 「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—」(H26,2 東京都教育委員会)、  
「いじめ総合対策【第 2 次】下巻【実践プログラム編】」(H29,2 東京都教育委員会)、  
いじめ防止教材 DVD「STOP! いじめ あなたは大丈夫?」(H25,3)、  
「STOP!いじめⅡ 見つめよう考え方」(H27,3)、  
「板橋区授業スタンダード」等

**(2) 特別活動・道徳科等で認め合う心や思いやりの心と実践力を育む**

- 互いのがんばりやよさを認め合う活動の充実。
- 一人一人に役割をもたせたるとともに、自分のよさを発揮する場をつくり、責任感や自己有用感を高める。
- めあてと振り返りを重視した指導をとおして、主体性や根気強さを養い、成就感・達成感を味わわせる。

- 1つの行事や目標に向かって全員で協力して取り組むことができるようとする。
- たてわり班・クラブ・委員会活動等、異学年交流の充実。保育園児や高齢者、障がいのある方など、様々な人々との交流の充実。
- 「考える道徳」科授業の充実。（心を揺さぶり、多様な立場・視点から道徳的価値について考えを深める資料や発問）
- 自分たちの生活を見つめ直し、よりよい生活について話し合い、共に実践する取組の充実。
- 特別活動を中心とした子供同士が話し合い、合意形成や自己決定する取組の充実。

### (3) 人権意識や規範意識を育む生活指導の充実

- 年間を通したあいさつ運動及び看護当番によるあいさつ指導。
- 丁寧で、やさしい言葉づかい。（子供も、大人も）
- 児童理解と信頼関係に基づく個に応じた指導の充実。
- ルールやきまりについて理解を深め、守ろうとする態度を育む指導の充実。
- 週目標や月目標を意識させた指導。
- 「高六 SNS ルール」に基づいた「家庭ルール」づくりとその実践。
- 情報モラル教育及びセーフティ教室の充実。

### (4) ふれあい月間（年3回）、あいさつ運動（各学期始め2週間）の充実

- 全校、学年、学級で豊かなかかわりを促す活動や豊かな心を取り組む活動を実施。
- 自他の人権について考える学習や取組を実施。
- あいさつ運動を縦割り班で実施
- アンケートによる実態調査及び細やかな聞き取りの実施と、迅速かつ適切な対応。
- 代表委員会を中心とした児童による主体的な取組（かかわりを広げたり、相互理解を促したり、認め合ったりする活動）。
  - ・「あいさつ標語」、5・6年による挨拶運動
  - ・「人権標語」
  - ・「ありがとうの木」「ふわふわ言葉」
  - ・全校遊び
  - ・「私のいじめ防止行動宣言」
  - ・「学校いじめゼロ宣言」「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等

### (5) 学級経営の充実～温かくいじめを許さない学級風土

- 多様な方法を用いて児童と積極的にコミュニケーションをとり、多面的な児童理解を深め、しっかりと信頼関係を築く。
  - ・かかわる時間の創造
  - ・多様な方法による児童とのかかわり
- 「いじめ発見のチェックシート」の活用…年間に1回以上チェック。  
 (いじめ総合対策【第2次】上巻【学校の取組編】) (H29.2 東京都教育委員会) P89)
  - ・表情、服装や持ち物、日記やノートの記述、休み時間、専科の授業、登下校 等
- 個々のよさを生かし、児童相互のかかわりを大切にしながら、互いに認め合い助け合おうとする学級風土をつくる。（自己肯定感や自尊感情を高める）
- Hyper-QU の活用。（第5学年以上+第3・4学年）
  - ・児童の学級生活に対する満足度やかかわり等の状況を把握し、全教職員で情報を共有。結果を分析し、対応策を検討。学級経営や子に応じた指導・支援の充実、いじめの未然防止を図る。
- 本基本方針やいじめ防止年間計画を踏まえ、担任学級・担当教科の行動計画を立てる。（各学期の目標と重点取組内容）また、学期末に評価・修正を行う。

## (6) 教職員の連携と研修充実

- 学校生活の様々な場面において全校職員で一人一人の子供を見守る。
- 相談ポストの設置。(相談室、校長室前)
- コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり。
- 生活指導連絡会、学年・ブロック会等における情報交換・共有の推進及び、指導方針の共有徹底。(気になる行動、よさやがんばり等)
- 迅速且つ正確な情報伝達と情報共有の徹底。
  - ・発見者→担任→学年・生活指導主任→管理職
  - ・迅速かつ正確な情報伝達と記録の保存(5W1H)
  - ・いじめ防止対策徹底のための振り返り(毎学期自己評価「いじめ総合対策【第2次】上巻P85)
- 教職員の研修充実(ふれあい月間を基本に年間3回)

【参考】「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—」(H26,2都教委)、  
「いじめ総合対策【第2次】上巻【学校の取組編】下巻【実践プログラム編】」(H29,2都教委)、  
いじめ防止教材DVD「STOP!いじめあなたは大丈夫?」(H25,3都教委)、  
「STOP!いじめⅡ 見つめよう考え方」(H27,3都教委)、  
「生徒指導リーフレット」(国立教育政策研究所)、  
「生徒指導提要」(H22,3文科省)等
- 学習指導力・生活指導力の向上(校内研、相互授業参観、OJT)
- P D C Aサイクルに則った取組の改善・充実。

## (7) 保護者との連携

- 細やかかつ迅速な連絡と情報交換、情報共有。
- 保護者への取組の発信。
- 懇談会、個人面談、保護者全体会等における情報交換や共通理解の促進。

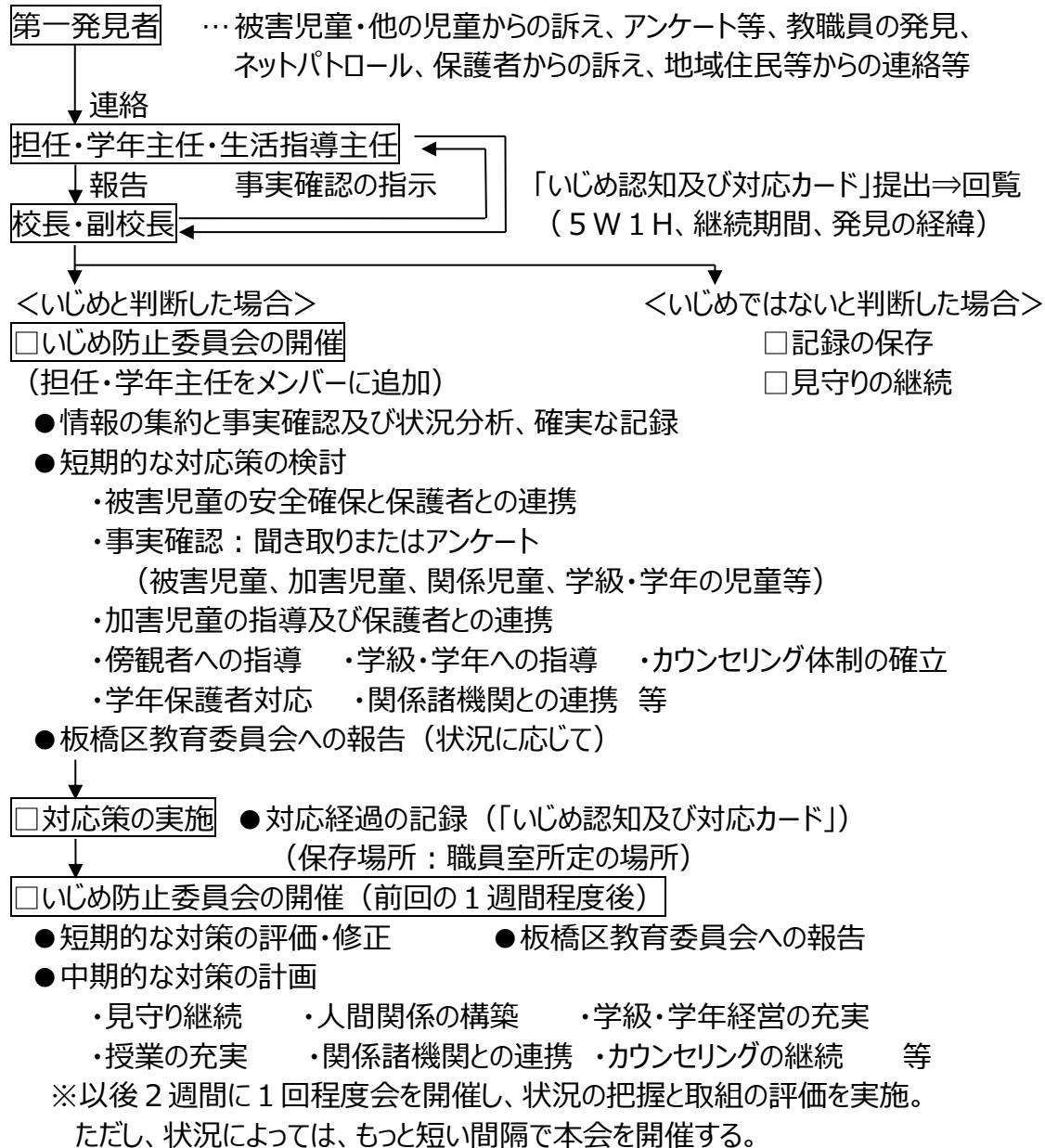
## (8) 地域、関係機関との連携

- あいさつの奨励など地域の方々とのかかわりの促進。
- 地域行事への積極的な参加促進。
- 地域・関係機関等との連携。
  - ・コミュニティスクール推進委員会:年5回以上、民生・児童委員の学校訪問:年1回、地域安全ボランティアの皆さんとの連携。
  - ・各種相談窓口の周知。
  - ・あいキッズとの情報交換、情報共有。

(1~3年担任と担当者、管理職と責任者との打ち合わせを定期的に開催)
  - ・警察との連携。(スクールサポーター等との定期的な情報交換)
  - ・都立特別支援学校エリア・コーディネーターとの連携。
- 地域素材・人材の積極的な活用。
- スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用及び教育支援センターとの連携。
  - ・スクールカウンセラーによる全員面接(5年)や授業観察、及び児童への授業参加。
  - ・スクールカウンセラーによる教員への研修。

#### 4 いじめに対する対応【組織で、すばやく、徹底を】

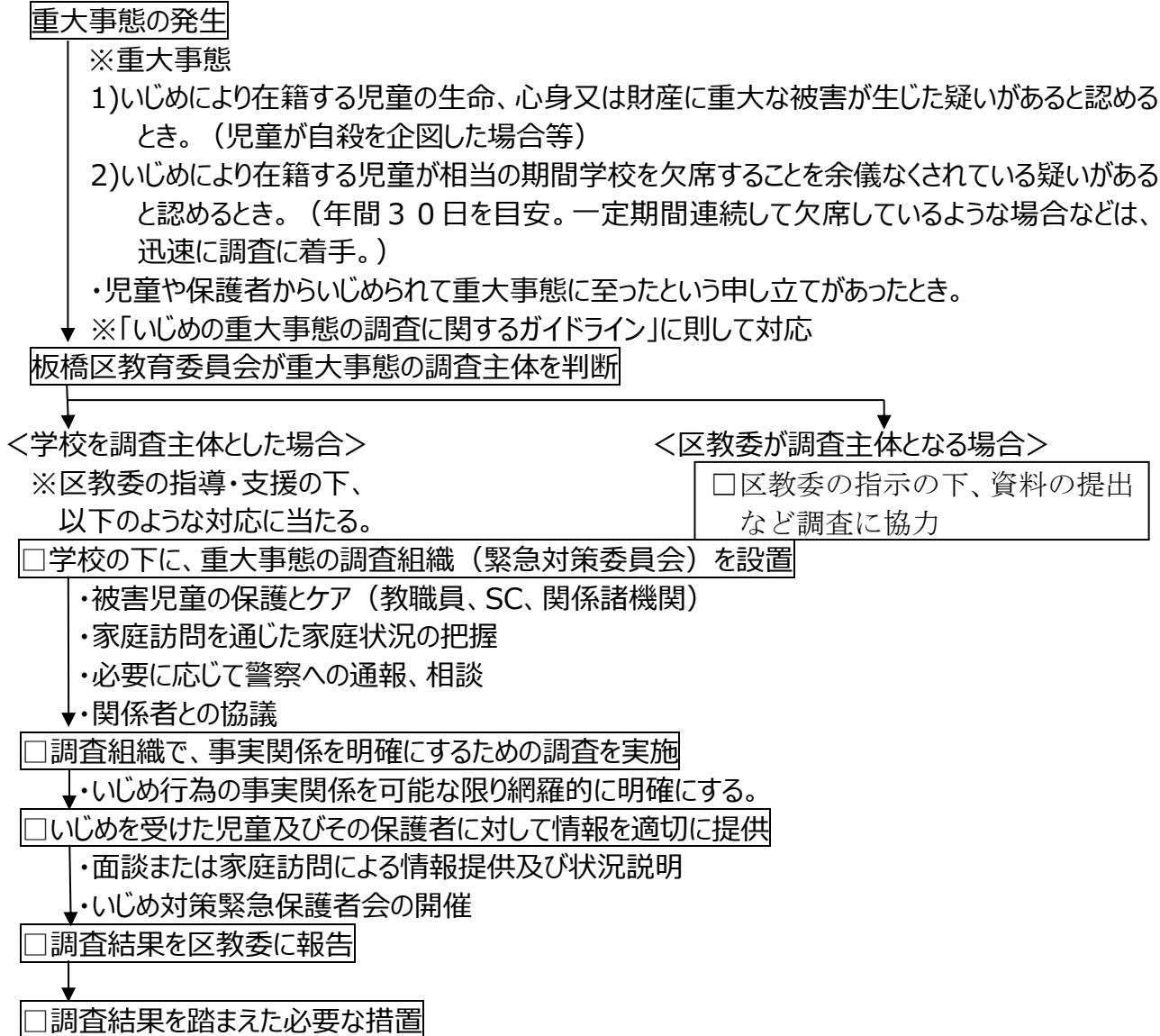
##### (1) レベル4以上のいじめと疑われる事案が生じた場合の対応の流れ



※レベル3のいじめについても、状況により上記の対応をとる。

※レベル2・1のいじめについても、被害児童の思いを大切にしながら、被害児童、加害児童、関係児童に対して事実確認を丁寧に実施し、迅速かつ的確な指導を行う。

## (2) 重大な事案が生じた場合の対応の流れ



## 6 いじめ防止委員会

### (1) 構成

校長（委員長）、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、校長が必要と認める教職員及び関係機関職員

### (2) 活動内容

#### ①いじめの未然防止・早期発見

- ・いじめに対する基本方針及び具体的な取組計画の策定及びその評価、改善、充実。
- ・いじめの防止や対応に関する教職員の研修計画及びその実施。
- ・児童主体のいじめ防止活動の計画策定。
- ・ふれあい月間生活振り返りアンケート及び、hyper-QUの結果分析及び対策の検討。
- ・いじめに対する学校の取組についての評価と改善策の検討。
- ・地域、関係諸機関との連携（教育支援センター、児童相談所、警察等）。
- ・いじめに関する保護者への啓発。

#### ②いじめへの迅速な対応

- ・いじめ（疑いも含む）に対する実態把握。

- ・教育委員会への迅速な報告、関係諸機関との連携（教育委員会、教育支援センター、児童相談所、警察等、関係諸機関や、民生児童委員等、）。
- ・いじめ解消の実施計画の作成（教職員の役割分担の明確化、2週間以内の解消を想定した短期的な取組計画、人間関係の再構築等の再発防止に向けた中長期的計画等）。
- ・計画の実施及び実施状況の評価、計画の修正。

### ③重大事態への対応

- ・教育委員会への第一報及び対応の指示を受け、体制の整備。
- ・教育委員会をはじめ、関連諸機関と連携を図りながら、当該児童の安全確保の徹底を最優先に対応。

## （3）年間予定

### ①実施

- ・定例会月1回
- ・臨時会（必要に応じて隨時実施）

### ②主な活動予定

- 4月 … 年間のいじめ防止等対策の確認、6月ふれあい月間の活動内容、年度当初の児童の様子について
- 5月 … 児童の状況及び、学校の取組状況の確認、いじめ等の経過確認等
- 6月 … ふれあい月間の振り返り、生活振り返りアンケート結果分析及び対策検討、1学期の取組の評価、夏休み・2学期の取組の計画、1学期末の児童の様子について、第1回hyper-QUの結果分析及び、それに基づく対応について
- 7月 … 夏季休業に向けた指導及び対策等について
- 9月 … 2学期の取組の確認、11月ふれあい月間の活動内容、夏休み明けの児童の様子について
- 10月 … 児童の状況及び、学校の取組状況の確認、いじめ等の経過確認等
- 11月 … ふれあい月間の振り返り、生活振り返りアンケート結果分析及び対策検討、2学期の取組の評価、冬休み・3学期の取組の計画、2学期末の児童の様子について、第2回hyper-QUの結果分析及び、それに基づく対応について
- 12月 … 夏季休業に向けた指導及び対策等について
- 1月 … 年度の取組についての評価、次年度に向けての改善点、3学期の取組の確認、2月ふれあい月間の活動内容、冬休み明けの児童の様子について
- 2月 … ふれあい月間の振り返り、生活振り返りアンケート結果分析及び対策検討、次年度年間計画の検討、年度末の児童の様子について
- 3月 … 年度末の指導及び春季休業の指導・対策について

## 7 いじめ防止に向けた取組の評価

- 児童生活振り返りアンケート結果に基づく取組の成果及び課題の分析、さらにそれに基づいた取組の改善・充実（6・11・2月）。
- 担任学級・担当教科の行動計画に対する自己評価。（毎学期末）
- いじめ防止対策自己評価。（2月）
- 学校自己評価。（7月：中間評価、12月：年度末評価）
- 児童振り返りアンケート（7月、11月）、保護者アンケート（12月）。
- コミュニティスクール推進委員会による評価。（2月）